

## ○はたともこ君 国民の生活が第一のはたともでございます。

今日は、原子力規制委員会人事について質問させていただきたいと思います。

私たち国民の生活が第一は、今回の原子力規制委員会の人事案について、委員五名全員の任命に反対をしております。同意できません。

私たち国民の生活が第一は、八月一日、三つの緊急課題と題する基本政策第一弾を発表いたしました。その第一番目が、原発ゼロへ、エネルギーの大転換で十年後をめどに全ての原発を廃止するというものです。それに対して、今回の人事案件は、いわゆる原子力村の中心人物の一人である田中俊一氏を委員長とし、ほかにも原子力村の住人である方々を委員とする、明らかに原発推進の人事となっていると思います。

今、政府は、まさに原発ゼロを含む将来の原子力発電を位置付ける国民的議論をしているさなかです。その結論が出ないうちに原発推進の人事を認めることは到底できません。この人事は白紙撤回すべきです。

そこで、質問いたします。

委員長候補の田中俊一氏は、誰が見ても原子力村の中心人物の一人です。田中俊一氏御自身も、原子力の平和利用を先頭立って進めてきた者で、八月一日の国会での発言でも、原子力村の住人であることを否定するすべはないとおっしゃっています。

政府は、田中俊一氏を原子力村の中心人物の一人あるいは原子力村の住人であると認識しているのかしていないのかを、まず最初に伺います。

## ○大臣政務官(園田康博君) はた委員にお答え申し上げます。

いわゆる今おっしゃっていました原子力村という表現でございますけれども、これについての明確な定義といったものは、ちょっと公式な定義というものがあるということでは認識はいたしておりますけれども、先生の御指摘のように、八月の一日、この議院運営委員会における所信聴取の際に田中俊一参考人の発言は、「今まで仕事をした経歴をもってそう言われるのであれば、これはもう、それを否定するすべはありません。」ということで、御本人はまずこのようにおっしゃっておられます。

しかしながらでございますけれども、原子力規制委員会、これは国会でも御議論をいただきました。その中で、委員長及び委員の選定に当たって大変重要なことは、これはいわゆる電力会社からの距離を置くことである。すなわち、規制とそれから利用、この分離というものと、それからいわゆる規制を掛ける側が、今までの国会事故調でも御指摘がありましたけれども、そういう流れの中できちっと、規制をする側が規制をされる側と密接な関係があったのではないかと、そこを断ち切るというところに今回のこのいわゆる原子力委員会の委員長及び委員の人事というものがあるのではないかというふうに思っておるところでございまして、そういう意味では田中俊一氏は電力会社と直接関係のある方ではないと、御本人もおっしゃっておられましたけれども、今までいわゆる研究職というところで研究所ずっと、この原子炉も含めてしっかりとした研究をされてきた方であるというふうに私どもは認識をいたしておりところでございまして、人格そして知識、経験等から見て委員長として適格な方であるという判断の下、国会への提示をさせていただいているということでございます。

○はたともこ君 細野大臣は国会答弁で委員の人選について、「原子力村から選ばないということであれば、それはもちろん大前提として心掛けいかなければならない」と述べていらっしゃいますが、これは政府見解ということでよろしいでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○大臣政務官(園田康博君) 細野大臣の御発言ということでございました。六月の十八日、参議院の環境委員会においての福島みずほ委員からの御質問に対しまして、大臣がお答えをさせていただいたものでございます。

これは、原子力村か若しくは反原発かというような話は確かによくあるんですけれども、そういう思想的にこうだからということで選ばない方がよいという発言をした上で、

「電力会社との関係なんかについてしっかりとけじめが付けられる」、「そういう意味で、原子力村から選ばないということであれば、それはもちろん大前提として心掛けていかなければならない」というふうにお答えしているわけでございまして、先ほど私もお答えさせていただきましたけれども、電力会社との関係をしっかりと絶っていくという意味で大臣はこのように述べられましたし、私どももそのように政府として考えているところでございます。

**○はたともこ君** では、原子力村の住人とは何かということでございますが、原子力規制委員会設置法では、第七条七項三号、四号で、委員長又は委員となることができない欠格要件を定めています。一方、配付資料三ページを御覧いただきたいんですが、政府が七月三日に発表した原子力規制委員長及び委員の要件についてという文書の2の(2)に更なる欠格要件が示されています。法律上の欠格要件と政府文書の欠格要件に該当する人物は当然任命できないわけですが、仮に今後新たに欠格要件に該当する事実が判明した場合は、今回の人事の同意を求める件を取り下げるということでよろしいでしょうか。

**○大臣政務官(園田康博君)** 政府としては、今御指摘のように、まず今般の原子力規制委員会の委員長及び委員の候補者を国会に提示するに当たりましては、法律上の欠格要件、これと政府が定めた欠格要件、これに当てはまることがないようにということで徹底的に調査をした上でお諮りをさせていただいている次第でございます。

そしてまた、そのような言わば同意が得られた場合、そういったことが後に判明するところがないように、そういったことはしっかりと私どもとしても考えていかなければいけないというふうに思っております。

それを前提にしながらお答え申し上げますけれども、この原子力規制委員会が発足するまでの間に原子力規制委員会設置法第七条第七項の欠格要件、法律上でございますが、この同法九条第一項の罷免要件に当たることが判明した場合には、当然これは罷免という、任命できなくなるというふうに考えているところでございます。

一方、政府が定めた欠格要件、これに当てはまることが判明した場合には、これは国会が同意するに至った前提が崩れるということになりますので、任命をするということについてはこれは難しくなるというふうに私どもとしては考えているところでございます。

**○はたともこ君** 仮に民自公の三党合意によって国会の同意が強行された場合であっても、その同意から原子力規制委員会が発足するまでの間に法律上の欠格要件又は政府が定めた欠格要件に該当する事実が判明した場合には、その委員長又は委員の候補は任命しないということでおろしいでしょうか。

**○大臣政務官(園田康博君)** そのとおりでございます。

**○はたともこ君** それでは、任命後、仮に政府が定めた欠格要件に該当する事実が判明した場合、あるいは配付資料の一ページ目にありますように設置法第十一条の服務違反の事実が判明した場合には、設置法第九条二項の罷免条件に当たるということでおろしいでしょうか、政府の見解を伺います。

**○大臣政務官(園田康博君)** 先生御指摘のように、この服務規定でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、この原子力規制委員会発足後、政府が定めた欠格要件、これに当てはまることが判明した場合は、その内容、本人の認識等々、しかるべき対応を取る必要があるというふうに私どもは考えております。

その一方でございますけれども、法律上、先ほど申し上げましたこの原子力規制委員会設置法の第七条七項及び九条一項に基づいて、こういった要件が、欠格要件が判明した場合、これについては罷免ということにすることには私どもとしてもそのようになるというふうに理解をいたしているところでございます。

**○はたともこ君** 配付資料の三ページから六ページまでが七月三日に発表された政府の原子力規制委員長及び委員の要件についてという文書に関する資料なのですが、法律上の欠格要件に加えて欠格要件とする事項として、2の(2)、①就任前直近三年

間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業者であった者、②就任前直近三年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、一定額、五十万円以上の報酬等を受領していた者とありますが、この原子力事業者の中には独立行政法人日本原子力研究開発機構、JAEAは含まれるのか含まれないのか、お答えください。

○政府参考人(櫻田道夫君) 御説明申し上げます。

委員御指摘の、この今日の配付資料三ページでございますけれども、これは七月三日に私どもの準備室が作成して公開したという、そういうその要件に関する資料でございます。

御質問のありました2(2)の①あるいは②、ここに書いてございます原子力事業者等というのにその原子力研究開発機構が該当するかどうかということにつきましては、私どもの考え方では、ここからは日本原子力研究開発機構は入っていないと、そういう解釈といいますか、考え方で整理させていただいているものでございます。

○はたともこ君 それはおかしいと思います。

炉規法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原災法、原子力災害対策特別措置法、原賠法、原子力損害の賠償に関する法律では、いずれも原子力事業者の中にJAEAは当然含まれているのではないか。

○政府参考人(櫻田道夫君) お答え申し上げます。

今先生御指摘の原子力災害対策特別措置法あるいは原子炉等規制法、また原子力損害の賠償に関する法律、こういった法律がございまして、それの中でも原子力事業者あるいは原子力事業者等という用語がございます。また、それぞれの法律でこの用語がどう定義されているかというところは、微妙に違うところはございますけれども、いずれもこの法律の中で定義されているものに日本原子力研究開発機構が該当するのかという御質問に対してのお答えは、該当するというのがお答えになります。

○はたともこ君 更に伺います。

配付資料の二ページが炉規法上の原子力事業者の一覧ですが、今通常国会で成立した原子力規制委員会設置法にも第十条、第十二条、また第二十三条等に原子力事業者という文言がありますが、これらには全てJAEAは含まれるということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(櫻田道夫君) 今の御質問は、原子力規制委員会設置法上の原子力事業者、これにJAEAが入るのかという、こういう御質問かと思いますが、設置法では、原子力事業者という用語について、「原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。」ということが定義されてございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、原子力災害対策特別措置法の用語の中の原子力事業者には日本原子力研究開発機構が入りますということでございますので、必然的に原子力規制委員会設置法上の原子力事業者には日本原子力研究開発機構が含まれるということになります。

○はたともこ君 法律では全て原子力事業者の中にJAEAは含まれるが、政府が定めた欠格要件に書いてある原子力事業者の中にはJAEAは含まれないという、園田政務官、おかしいと思われませんか。

○大臣政務官(園田康博君) ここはひとつしっかりと、その法律上の文言と、それから今般提示をさせていただきました人事案に係る政府が定めた欠格要件、これをしっかりと見比べていただきたいというふうに思っております。

今、先生から御指摘をいただきました資料の二ページ目でございますけれども、原子炉等規制法の対象事業者として日本原子力研究開発機構、JAEAが入っているのではないかということでございますけれども、更に見ていただきたいわけでございますが、例えば東京大学であるとか京都大学であるとか、あるいは一番下のところの産総研ですね、のようなしっかりとした研究所という、政府と一体となって行っている独法あるいはこういった研究機関であるところの大学法人、といったところもまず炉規法上は規定がされていると。

したがって、このまま行きますと、このまま行きますと、いわゆる我々が今回目指そうと、目指さなければいけないのは、先ほど来申し上げているように、電力事業者との癒着構造であるとか、あるいはそういう規制と利用の部分に関して言わば癒着的な行為があるのではないか、そういうところは国民の皆さん方にも当然理解ができないものであろうと。したがって、規制委員会というものは独立した形でしっかりと規制が行われなければならないということでございますので、当然、その欠格要件を設ける際に、研究機関、あるいはその規制を掛ける際に、いわゆる研究機関の方々が電力事業者、すなわち電力会社とそういうつながりが持つようなことがあってはならないということで、こういった研究機関を外す形で政府が定めた欠格要件というものを求めさせていただいたということでございます。

したがって、今度は、あと炉規法で、例えば、更に申し上げますけれども、炉規法で規制が掛かっていない、例えば過去、現在、炉規法は現在の電力事業者に対して掛かってくるものでございますけれども、過去の部分に関しては掛かっていませんでした。したがって、我々としては、それでは、例えば昨年、電力業界といいますか電力事業者を辞められた方であってもなれるものであるというふうに解釈されますので、そういうものではないんだということを政府の欠格要件として広げた形で、そちらの方に広げた形で、今般、この欠格要件、政府が定める欠格要件というものを求めさせていただいたということでございますので、炉規法が定めるものと、それから政府でやる、やっていける、更にきっちとした形で整合性を取るという形のものをしっかりと見ていただいて御判断をいただければというふうに考えている次第でございます。

○はたともこ君 再度確認しますが、資料三ページの政府文書を見てください。

2の(1)から(3)までに原子力事業者という文言が五か所出でますが、それについてJAEAが含まれるのか含まれないのか、結論だけお答えください。

○政府参考人(櫻田道夫君) 御説明いたします。

2の(2)と(3)、(2)は「法律上の欠格要件に加えて欠格要件とする事項」ということで、今、園田政務官も御説明した、政府が独自に定めたものということでございますので、こここの原子力事業者と、①、②、二つございますが、そこには原子力研究開発機構は入らないと、こういうふうに考えてございます。

それから、(3)の「任命に際して情報公開を求める事項」、これは詳しくは法律の制定のときにお示しいただいた決議事項ですか、委員会での決議に相当するものということでございますので、その中身がどこまで入っているのかということについては先生方の御意見に従う必要があるかなというふうに思いますけれども、私どもこの時点でこれについてJAEAが入るのかどうか、日本原子力研究開発機構が入るのかどうかということについて定まった形で考えているわけではありませんが、これは法律の制定のときに併せて決議されたということをそんたくすれば、法律に書かれている原子力事業者ということになるのかというふうに思いますので、それは設置法では先ほど御説明したように、日本原子力研究開発機構は含まれるということでございますので、①、②も含まれるというふうになるのかなというふうにちょっと思いますけれども、精査が必要かなというふうには思います。

それから、最初の(1)でございますが、これは「法律上の欠格要件」ということでございますので、法律上の原子力事業者という文言、実はこの欠格要件のところには原子力事業者という言い方は書いていないんですけれども、先ほど委員のお示しいただいた資料の中に原子炉等規制法の対象事業者がずらっと書いてございますけれども、その中に入っていますので、法律上の欠格要件に相当する事業者の中には日本原子力研究開発機構は含まれているというふうに考えてございます。

○はたともこ君 同じたった一枚の政府文書の中で、(1)の原子力事業者にはJAEAは含まれる、(2)の①、②は含まれない、(3)の①と②は含まれる、全く日本語として成立していないと思います。

資料六ページの下の段は、衆議院環境委員会の附帯決議の内容です。その三項目にそれぞれ原子力事業者という文言がありますが、この原子力事業者の中にはJAEAは含まれるのですか、含まれないのでしょうか、簡単にお答えください。

○政府参考人(櫻田道夫君) 先ほどの御答弁と同じでございます。

委員会の決議で規定されたということでございますので、その解釈というのは委員会の御判断ということになるかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、法律の制定のときに併せて規定されたということでございますことをそんたくすれば、法律と同じ定義をここで考えるのが妥当というふうに考えるのがよろしいのかなというふうには思いますが、精査が必要だなというふうに思います。

○委員長(福岡資麿君) はたともこさん、予定の時間が来ておりますので、おまとめください。

○はたともこ君 はい、分かりました。まとめます。

今日の質疑を通して、七月三日の政府文書、原子力規制委員会委員長及び委員の要件については、政府が勝手に日本語を捏造したでたらめ文書であることが明らかになったと思います。このでたらめな政府要件に基づく今回の原子力規制委員長及び委員の人事を政府は白紙撤回すべきだと思います。

国会として政府に今回の人事案の取下げ、白紙撤回をさせるべきであるということを強く申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。